



中窪 裕也  
一橋大学 教授

# 遊 筆

労働問題に寄せて

## 判決の向こうにある人生

アメリカ労働法の研究者として、労働問題に関する映画は、できるだけ観るようにしている。「波止場」や「ノーマ・レイ」などは文句なしの名作だが、セクハラ訴訟を扱った2005年の「スタンドアップ」は、かなり微妙であった。

この映画は、実話に基づいている。ミネソタ州の鉱山で働いていた女性たちが提起した訴訟で、セクハラについて初めてクラスアクションが認められた事案として知られている。訴えの提起は1988年で、5年後に会社の責任を認める地裁の判断が示されたが、賠償額の算定をめぐる手続きが続き、審理のやり直しを命じる控訴審判決も出された。しかし、提訴から10年後、15人の原告に総額350万ドルを支払うことで和解が成立した。

私は、同訴訟について書かれた『Class Action』という本が映画の原作となっていることを知り、読んでみたのだが、まさしく迫真のドキュメンタリーで、感銘を受けた。原告側の中心となった主人公の女性は、職場に蔓延するセクハラに声を上げて立ち上がり、気丈に頑張っていたのに、訴訟が長引く中で、人格権の侵害というべき過酷な尋問にさらされ、精神に不調を来してしまった。代理人弁護士事務所も巨額の費用を負担し、破産寸前にまで追い詰められた。改めていうまでもないが、訴訟は時に人生をかけた闘いとなるのである。

映画のほうは、残念ながら、途中から彼女の過去の不幸な体験に焦点が移り、ハリウッドらしい家族の愛の物語に仕上げられた感じで、不満が残った。とはいえ、鉄鉱石の露天掘りを行う作業現場の荒々しさや、映画の原題（North Country）にふさわしい、北の大

地の凍てついた冬景色は、今でも目に焼き付いている。

2年前の夏、今度は、賃金差別訴訟で連邦最高裁まで争った女性の自伝を読み、やはり感動を覚えた。舞台は南部のアラバマ州。タイヤ工場の夜のシフトの監督者だった女性が、賃金で性差別を受けていたとして、たった1人で訴訟を起こしたものである。地裁では勝訴したが、手続的な理由から控訴審で破棄され、2007年の最高裁判決でも、5対4の僅差で敗れてしまう。けれども、こんな判決はおかしいと連邦議会に法改正を訴え続け、ついに2009年、彼女の名を冠した法律が成立する。裁判では負けたので、本人にも弁護士にも1ドルも入ってこないが、10年以上にわたる闘いの、誇るべき成果である。

この判決と法律については以前から知っていたが、自伝では、当事者の目からみた緊迫感あふれる叙述に、一気に引き込まれてしまった。また、そこに至るまでの彼女の人生も、家族関係を含めて巧みに描かれ、普通の人々の暮らしが生き生きと浮かび上がってくる。ぜひ日本の方々にも読んでもらいたいと思い、意を決して、自分で翻訳することにした。本年1月に刊行されたので、手にとっていただければ幸いである（リリー・レッドベターほか著『賃金差別を許さない！——巨大企業に挑んだ私の闘い』、岩波書店、2014年）。映画化の話も進んでいるようであり、良い作品になってほしいと願っている。

日本の判決も、多かれ少なかれ、当事者の人生を反映するものである。そのあたりにも想いをはせながら、しっかり読んで研究していきたいと思う。

（なかくぼ・ひろや）